平成２７年（フ）第１１４号
北海道小樽市桂岡町16番20号　エシートNo.６、前住所北海道美唄市東六条南２丁目１番28号
債務者　岡部　　勲
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１１６号
青森県八戸市西白山台５丁目14番Ａ６－３号市営住宅Ａ６－３
債務者　田中　　誠
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
青森県八戸市小中野７丁目１番７号、前住所岩手県盛岡市津志田南３丁目10番１号　プリンセスコート201号
債務者　大坂千亜姫（旧姓藤村）
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市九条467番地２
債務者　菅原　秀大
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第１９９号
秋田市新屋栗田町21番８－204号
債務者　掛田　千里
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０８号
秋田市仁井田蕗見町２番22号　クローバーヒルズＢ103号室、住民票上の住所秋田県大仙市大曲船場町１丁目14番33号の５
債務者　小田嶋　崇
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２５号
長野県松本市大字岡田下岡田1360番地１　マンションシルクスクエアⅡ　202号
債務者　吉田　美保
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７８５号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目10番地１　ボヌール御岳Ｂ棟101号、従前の住所名古屋市緑区漆山503番地　ユニーブル緑地公園203号
債務者　清水三喜雄
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０号
三重県津市神納町１番38号　テピカルイブ３－203号室
債務者　石橋　　智
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６３９号
兵庫県西宮市上ケ原八番町１番10号　西宮市立寿園
債務者　宮田　祐司
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県佐用郡佐用町円應寺77番地２アレフＫ２　302号
債務者　廣井　幸子
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市気高町浜村51番地１　メゾンたばこや105号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野４丁目494番地20
債務者　橋本　　昇
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３７号
山口県下関市関西町７番15号
債務者　浅井絵里子
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市磯浦町６番14号、前住所愛媛県新居浜市磯浦町11番12号
債務者　井上　靖章
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１８号
愛媛県西条市神拝甲204番地４　ヴィラサンライズ２Ｂ、前住所大分県大分市大字大平358番地
債務者　村上　　潔
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３５号
愛媛県四国中央市妻鳥町45番地１　ヴィラ三幸101号、前住所四国中央市金田町金川46番地１
債務者　秦泉寺実直
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
松山地方裁判所西条支部